

## 令和3年度茨城県中小規模事業所向け省エネ対策設備導入推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、中小規模事業所における省エネ対策を支援するため、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う民間事業者に対して、予算の範囲内で令和3年度茨城県中小規模事業所向け省エネ対策設備導入推進事業費補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この要綱における「補助事業者」は、次の各号のいずれにも該当する事業者をいう。

- (1) 令和2年度及び令和3年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した工場・事業場を有する事業者
- (2) 県税に滞納がない事業者及び事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (3) 暴力団排除に係る誓約ができる事業者
- (4) 茨城エコ事業所へ登録している事業者（申請中の事業者を含む）
- (5) いばらきエコチャレンジ賛同事業所への登録をしている事業者

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業及び補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、第6条に定める補助金の交付決定時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費のうち、必要かつ適当と認める経費とする。
- 3 茨城県環境保全施設資金融資制度を利用する場合に利子補給は受けることはできない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）とし、省エネルギー設備導入事業1件あたり100万円未満（最大99万9千円）とする。

- 2 第18条の規定による利益等排除に該当する補助事業者に係る経費については、当該利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次項に定める申請期間内に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次条の交付決定額の総額が予算の範囲を超えた日をもって受付を終了する。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）

- (3) 事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、現況写真、工程表、設備の性能に関する資料、設備の整備に要する経費の根拠資料
- (4) 省エネ診断の結果書類の写し
- (5) 誓約書及び役員名簿（様式第1号別紙3）
- (6) 申請者の登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）又はそれらに相当するもの
- (7) 県税の納税証明書
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請に係る申請期間は、令和3年6月1日から令和4年1月14日までとする。なお、令和2年度及び令和3年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した工場・事業場を有する事業者に係る申請期間を次のとおりとする。

- (1) 令和2年度の省エネ診断を受診した工場・事業場を有する事業者に係る申請期間は、原則として、令和3年6月1日から同年8月31日までとする。
- (2) 令和3年度の省エネ診断を受診した工場・事業場を有する事業者に係る申請期間は、令和3年6月1日から令和4年1月14日までとする。

3 補助金の交付の申請については、同一省エネ診断結果につき1回限り、同一事業者につき同一年度に1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容について審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 知事は、前項の交付の決定に際して、別記1のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。

3 知事は、第1項の規定により、補助金を交付すると決定した者については、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助事業の実施）

第7条 補助事業の実施期限は、令和4年2月28日とする。ただし、やむを得ない事由により期限までに事業を完了できないときは、直ちに書面により知事に申し出た上で、その指示を受けなければならない。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者は、当該補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、20パーセント未満の補助対象事業

費の減額を除く。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、事業実施状況報告書（様式第5号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、補助金取下書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき（第8条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して14日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第7条ただし書の規定により知事の指示を受けた者は、この限りではない。

- (1) 事業報告書（様式第7号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第7号別紙2）
- (3) 工事等証明書（様式第7号別紙3）
- (4) 補助事業に係る契約書及び支出証拠書類の写し
- (5) 事業実施の状況が分かる写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

- 2 補助金は精算払により支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 6 条の規定による交付の決定（第 7 条第 1 項の規定による変更の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助事業者が、この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了した日（第 8 条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第 14 条の規定により補助金の交付決定の取消を受けた場合を含む。）の属する会計年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第 16 条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査により、この要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(事業効果の把握)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により導入した設備による二酸化炭素の削減量を、事業が完了した日から 1 年間について、当該期間の最終日から 30 日以内に、導入効果報告書（様式第 10 号）により知事に報告しなければならない。

(利益等排除)

第 18 条 補助金の交付の申請をしようとする者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社若しくは子会社、同条第 5 項に規定する関連会社若しくは同条第 8 項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、別記 2 に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。

(財産の管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 規則第 20 条第 1 項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、対象設備処分承認申請書（様式第 11 号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の公表)

第 21 条 知事は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

## 別記1（第6条関係）

### 補助金交付の条件

#### （全般的遵守事項）

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、令和3年度茨城県中小規模事業所向け省エネ対策設備導入推進事業費補助金交付申請書及び添付の書類に記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、令和3年度茨城県中小規模事業所向け省エネ対策設備導入推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業を令和4年2月28日までに完了するものとする。また、交付決定前に事業を着工したものについては、補助金を交付しない。

#### （財産の管理及び処分の制限）

- 5 補助事業者は、補助事業により、取得し又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし、財務省令に定めのない財産については、茨城県知事が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 7 補助事業者は、前記6の財産（1件当たり取得価格が50万円以下の機械器具を除く。）について、処分制限期間内に茨城県知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。
- 8 茨城県知事は、補助事業者が前記7の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

## 別記2（第18条関係）

### 利益等排除の方法

要綱第18条の規定による利益排除は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合は、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 補助事業者の関係会社（第2号を除く）からの調達の場合は、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

別表第1（第3条第1項関係）

| 項 目    | 内 容   |
|--------|---|
| 補助対象事業 | <p>令和2年度及び令和3年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断（以下、「省エネ診断」という。）を受診し、当該診断結果において、助言・提案を受け、下記の要件を満たす省エネルギー設備導入事業。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 既設設備と導入する補助対象設備の使用用途が同じであること。</p> <p>(2) 導入する設備が兼用設備、又は将来用設備あるいは予備設備ではないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費を抑制する目的と関係ない機能やオプション等を追加していない設備であること。ただし、省エネルギー効果が伴う機能、オプション又は付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合その限りではない。</p> <p>(4) 法規的な定めによる安全上の基準等を満たしている設備であること。</p> <p>(5) ただし、国又は国の関係団体の補助金の交付対象となる事業については、補助対象外とする。</p> |
| 補助要件   | <p>下記の全ての要件を満たすこと。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 省エネ診断を受診し、原則として、当該診断結果において、助言・提案を受けた設備の改修・更新及び運用に係る改善の全てを実施すること。</p> <p>(2) 上記(1)を実施した結果、当該工場・事業場全体で、省エネ率 20%又は 10t-CO<sub>2</sub>/年以上の削減効果が見込まれること。</p> <p>(3) 当該設備の導入に係る発注（契約）先の事業者及び施工を行う事業者は、県内に本社又は支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注又は施工できる事業者がない場合はこの限りでない。</p>  |



別表第2（第3条第2項関係）

○ 省エネルギー設備導入事業

| 補助対象経費                    |   |
|---------------------------|---|
| 経費区分                      | 内 容   |
| 設計費                       | 事業に必要な設備装置等の設計に要する経費（事業計画書作成のための基本設計費を除く。）            |
| 設備装置等購入費                  | 事業に必要な設備装置等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。） |
| 工事費                       | 事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）             |
| その他                       | 既存設備の処分費等   |
| ※ 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。 |   |